

議案第 9 3 号

埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、埼玉縣市町村総合事務組合規約を別紙のとおり変更することについて、議決を求める。

平成 2 4 年 1 1 月 2 7 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

白岡町の市制施行及び蓮田市白岡町衛生組合の名称変更に伴い、埼玉縣市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第 2 9 0 条の規定により、この案を提出するものである。

別紙

埼玉県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

埼玉県市町村総合事務組合同規約（平成18年指令市第745号）の一部を次のように変更する。

別表第1中「蕨市」を「蕨市 白岡市」に、「宮代町 白岡町」を「宮代町」に、「蓮田市白岡町衛生組合」を「蓮田白岡衛生組合」に改める。

別表第2第4条第1号に掲げる事務の項中「ふじみ野市」を「ふじみ野市 白岡市」に、「宮代町 白岡町」を「宮代町」に、「蓮田市白岡町衛生組合」を「蓮田白岡衛生組合」に改め、同表第4条第2号に掲げる事務の項中「蕨市」を「蕨市 白岡市」に、「宮代町 白岡町」を「宮代町」に改め、同表第4条第3号に掲げる事務の項中「加須市」を「加須市 白岡市」に、「宮代町 白岡町」を「宮代町」に改める。

別表第3第1区の項中「蕨市」を「蕨市 白岡市」に改め、同表第2区の項中「宮代町 白岡町」を「宮代町」に改める。

附 則

この規約は、埼玉県知事の許可のあった日から施行し、変更後の埼玉県市町村総合事務組合同規約の規定は、平成24年10月1日から適用する。